

平成25年6月7日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第2号

第2回定例会

平成25年6月7日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成25年6月7日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	高齢者福祉の充実について	(1)「あんしんカード運動」の推進について (2)施設及び在宅サービスの充実について	3番 遠藤智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	寒河江市の雇用対策について	(1) 寒河江市の雇用形態とその問題点について (2) 寒河江市として企業への正社員化を促す対策について		市長
3	パチンコが与える影響について	(1) 本市に与える経済効果について (2) 税金等について (3) 毎年報道される駐車場で痛ましい事故について (4) 相談窓口等に問い合わせがくる件数や多重債務者について (5) 教育上問題視されたことはないのか (6) 本市のパチンコに対する認識について	6番 國井輝明	市長 教育委員長 市長 教育委員長
4	まちの活性化について	住民が活動しやすいような、市施設の使用制限緩和について	4番 後藤健一郎	市長
5	食産業の活性化について	(1) 6次産業化を含め、寒河江が有する「食」の強みを生かした農作物及びその加工物づくりの支援について (2) 今後の農産物の輸出について		市長

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番、2番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 改めまして、おはようございます。

さくらんぼが赤く色づき始め、風に揺れる季節になりました。前回の3月議会では、体調を崩し入院を余儀なくされ、欠席となりましたことをおわびいたします。

この6月議会に、こうしてまた質問席に立てましたことを何よりうれしく思っております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

通告番号1番、高齢者福祉の充実について、まず初めに寒河江市独自で推進している「あんしんカード運動」について伺います。

2011年4月より各家庭に配付されましたこの「あんしんカード」は、緊急時に素早い対応ができるように、また地域で安心して暮らし続けられるようにとの思いを込めて配られたものと思います。

ことし1月17日に、ひとり暮らしの高齢の方が玄関に倒れていたのを近くの方が見つけて、救急

車を呼んだところに遭遇いたしました。町会長さんを初め、近所の方が心配して集まってくださり、一刻も早く出発できるよう心を砕いておりましたが、一向に動く様子がありません。救急隊員の方によれば、同行できる家族への連絡がとれなくて困っているということでした。本来役立つはずの「あんしんカード」がどこにも見当たらなかったのです。

この出来事を機に、関係者の間で「あんしんカード」の存在がクローズアップされました。「そういえばうちももらいっ放しで、どこに置いているかわからない」「書くところが多くて、後回しになっている」などの声が出されました。そこで私は、このせっかくの「あんしんカード」を真に役立て、推進するために、定期的に周知や喚起をしたり、記入事項を見直したり、また本来冷蔵庫に張ることになっている保管場所は適切なのか、再度検討する必要があるという思いを強くしたのですが、このことについてまずお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の「あんしんカード」については、御案内のとおりこういうものでありまして、平成23年5月にひとり暮らしのお年寄りや、日中ひとり暮らしになる高齢者の皆さん、それから障がい者の皆さんに万が一があった場合に、いち早く救急隊員、そして医療機関に正確に情報提供をしていくために、また先ほどお話ありましたけれども、家族の方に緊急連絡するための、そういう重要な手段として2種類のカードが入っているわけです。緊急連絡用と医療情報用という、黄色いファイルに入れて全戸配付をさせていただきました。

配付当初にその趣旨についての回覧文書、それから市報でこのカードの趣旨、あるいは記入の方法などについてお願いをいたしましたし、また全地区の民生児童委員会議において御趣旨を御説明をして、具体的な要援護者の方に対しては民生委員が訪問活動の一環として記入の確認と声かけをお願いしてきたということでもあります。

このカードの有効性ということについては、消防本部にお聞きをすると救急現場で本人が「あんしんカード」を出して、かかりつけ医療機関にスムーズに搬送できた事例もあって、大変有効な情報手段であるという評価もいただいております。

現在、このカードの点検については、民生児童委員の方々から要援護者の方への訪問活動の中で、折に触れて確認をしていただいているところでもありますけれども、遠藤議員が今御質問されたケースなど、活用が実際図られていない場合なども懸念されますので、念を入れてその対応を進めていきたいというふうに今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 念を入れて検討していくというお話でございました。せっかく寒河江市独自の「あんしんカード」をさらに有効に使えるように、地域一丸となってしていく必要があるというふうに思います。行政も時々どういうふうになっているのかということの点検などもしていただけたら、さらにありがたいというふうに思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、施設及び在宅サービスの充実について伺います。

私の周りには、長い間在宅で親の介護をしている方がたくさんおります。「もらっている年金で入れる施設はないものか」「特別養護老人ホームに何とか入れないものか」という切実な声が寄せられています。そして、申し込んだものの300人待ちだ、180人待ちだと言われてきたと、途方に暮れています。

そこで、まず介護施設にかかわる幾つかの点について伺います。

1つは、特別養護老人ホームの待機者について、現状の把握と対応はどのようになっているのか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の特別養護老人ホーム、3施設あるわけでありましてけれども、現在定員は260名であります。常時定員に達している状況にあります。

各施設の入所待機者数の状況について、ことしの4月末現在で3施設合わせて市民の方の入所を申し込まれている方の延べ人数でありますけれども、676名ということでありまして。延べ人数と申しあげましたが、お一人で複数の施設に重複して申し込んでいらっしゃる方もいますので、実人数では437名というふうになっています。このうち、医療機関や老人保健施設、グループホームなどに実際入所していらっしゃる方は120名おります。また、在宅で待機されている方は317名ということになっています。この在宅で待機しておられる方、317名の中で、特に入所の必要性が高い、いわゆる要介護度4、5の方、合わせますと94名ということになっております。

待機者の皆さんについては、施設にあきが出次第順次入所していただくということになっているわけでありましてけれども、その施設の入所の決定については各施設で必要に応じて入所検討会を開催をして、国の基準あるいは施設独自の基準に基づいて、そのお一人お一人の状況、あるいは家庭の状況、緊急度の高さなどを点数化して、入所者の優先順位を決定しているというところでありまして。この決定に際しては、公平性を確保するためにその入所検討委員会には市職員なども入って構成をしているところでありまして、適正に対応していただいているという認識を持っているところでありまして。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

在宅で317名、3施設の延べ人数が676名ということでございます。これは重複している方がたくさんいるということですが、なぜ重複するのかということですね。将来に不安を感じている、それから今は介護できるけれども、いずれできなくなるのではないかと、常にそのような不安を持っている方がこのように大勢いるということだというふうに思います。

今、けさの新聞も見ましたがけれども、「特養から軽度者締め出し、厚労省方針、高齢者住宅で対応」というけさの新聞、赤旗に載っておりましたけれども、特別養護老人ホームは軽度者と言われても認知症のひどくなった方、常時徘徊などする方、それから介護者不在、介護困難、住居問題など、そのようなさまざまな理由があって、申し込んでいるというふうに思います。実際、近所の在宅で介護している方も、「うちのばあちゃんは寝たきりになって動けなくなったから、かえってうちで見れるのよ。その前の動いている方のほうが見るの大変なんだ」ということを言っておられました。その軽度者にも適応できるように、このようなたくさんの待機者が重複していてもあるわけですので、この待機者解消のために施設増設など取り組むお考えはないのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 施設の増設についてお答えを申しあげますが、市内には3つの施設があるわけでありまして、長生園については平成23年4月に20床、しらいわでは24年4月に30床、合わせて50床の

増床がなされています。今の介護保険事業計画、24年から26年までの期間の介護保険計画であります。その設定をする段階ではこの50床の増床をすることによって、当時の段階では先ほど申しあげました介護度4、5の方が多分60数名という待機者の数字でありました。このたびの50床の増床によって、ある程度その待機者は解消するのではないかという前提のもとに、計画を立てたわけです。ですから、新たな増床計画はなされていないというのが現在進めている計画であるわけです。

しかしながら、先ほど申しあげましたように、高齢化が一段と進んで、待機者の実数もふえている状況であります。新たな介護保険の計画、27年度からということになります。その計画策定においては当然のことながらニーズ調査を十分させていただいて、その結果を踏まえて介護保険料とのバランスなども十分検討させていただきながら、もちろん県のほうの御指導などもいただいて、適正規模の整備というものを検討していく必要があるのではないかというふうに現時点では考えているところであります。もちろん寒河江市内の施設のキャパのみならず、近隣の市町にあるそういう施設の広域的な利活用ということも十分考慮に入れながら、施設の整備などについても計画を策定する段階で検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 少しは考えていってくださるという希望が見え、うれしく思いますが、実際要介護5の方と要介護4の方が合わせて94名いらっしゃるということですね。50床増床したことにより少しは、少しはといいますか緩和されたというお話でございましたが、何せ676名もの希望者がいるわけですね。3月議会で介護条例ですか、29人以下の多床室を寒河江市でつくれるというような条例ですとか、記録を2年間から5年間にするというような条例が3月議会で可決されましたけれども、村山市の場合を見てみましても、その条例によりまして中学校の空き地を利用して葉山ホームですとか、29人以下の多床室ではありますが、個室もあるとのことでしたけれども、そのような小規模の施設もつくっているということがございます。ぜひ計画を立て直す段階になる前から、さまざま近辺など調査していただき、この676名いらっしゃるという待機者の軽減を図っていただきたいというふうに思うところです。

近所の方は言います。「年寄り3人集まると、老後のこと考えるのよ。どういうふうにして過ごしたらいいんだろう。晩年はどこで暮らしたらいいんだろう」ということに必ずなるということです。「遠藤さん、道路とか花咲かとかいいから、まずこのついの住みか、つくってけるや」ということが言われておりますので、ぜひ考えていっていただきたいというふうに思うところであります。

さらに、全国的にもですが、特養では経鼻、経腸栄養、胃瘻とか医療処置を必要とする重症化した申込者をお断りせざるを得ない状況があるというふうに聞いております。寒河江市ではこの点、どうなっているのでしょうか。胃瘻などの医療処置の必要な方の入所人数と、待機者の現状などお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際、寒河江市内で入所を希望されている方は、676名ではなくて437名になるわけですね、実人数でいえば。延べ人数ですから、同じ人が何回も手を挙げている。さっき申しあげましたけれども、介護度4、5の在宅の方は94名だということでもありますので、御理解をいただきました。

いというふうに思います。

質問にお答えをしたいと思います。

医療度の高い重症化した高齢者の入所者数あるいは待機者数ということですが、5月末現在で長生園では入所されている方が16名、待機している方が21名、しらいわでは入所されている方が4名、待機しておられる方が10名、いずみでは入所している方が12名、待機している方が16名ということで、3施設合わせますと入所している方は32名、待機している方は47名というふうになっております。

重症の高齢者の方の入所につきましては、各施設の看護職員の人数や勤務体制などによって受け入れ状況は若干異なりますけれども、各施設とも積極的に受け入れをいただいているというふうに私どもは認識しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり待機者もかなりいらっしゃるということがわかりますね。先ほど待機者の延べ人数の数を676名と言いましたけれども、437名ということでございますね。わかりました。ですが、医療処置の必要な方の入所ということで、実際この待機している方は老健とか、お家で訪問看護を受けたり、施設にいて暮らしている方が、在宅で待っている方が57名ですけれども、いるわけですね。そうしますと、在宅で医療処置が必要な方、訪問看護とかを利用していると思うのですけれども、それはなかなか大変なことだというふうに思います。お金がかかりますので、訪問看護も実際に週に何回かと限られております。これは待機者がいる限り、何とかしていただきたいというふうに重ねて申しあげたいというふうに思います。

さて、4つ目ですけれども、介護職員の処遇改善についてお伺いいたします。

2011年9月議会では、月額1万5,000円引き上げるとして設けられた介護職員処遇改善交付金が当年度で終了することを受け、その後の市としての姿勢を問うたところ、介護職員処遇改善交付金事業については恒久的な措置を講じていただくよう市としても全国市長会において国に対して要請しているところだという答弁をいただきました。その後、どのようになっているのかを伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど遠藤議員から御指摘ありましたが、国のほうでは介護職員処遇改善交付金を平成21年10月から交付をしておりましたが、平成23年度で廃止をして、24年度から介護報酬改定では26年度までの経過措置として介護報酬に上乘せをして、介護職員処遇改善加算を創出をしているということでもあります。現在はそういう状況で推移をしているというふうに理解をしているわけがあります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この処遇改善加算がどのような形でかけられているのでしょうか。利用者にとどの程度負担がかかっているのか、その点お聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 処遇改善の内容について、特別養護老人ホームのほうからお聞きをいたしますと、どの施設においても介護職員処遇改善加算に移行してから手当の水準を増額をしているというふうに聞いているところであります。この処遇改善加算の問題点としては、請求書に介護職員処遇改善加算の項目など記載されているわけではありますが、利用されている方にとってはわかりにくい制度

になっているというふうに思いますので、事業者側においてぜひ丁寧な説明が行われる必要があるというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。実際に利用者の方が自分たちがその処遇改善というものに対して負担しているということに気づかないでお支払いしているという方がたくさんいるというふうに伺っております。私の知り合いのケアマネジャーに聞いたところ、それを説明したところ、「いいんだいいんだ、いつも世話になっているからそのぐらいいいんだ。おまえたちも大変だべ」というようなことを言うくださる方もいらっしゃるそうです。ですが、大半はやっぱり高い介護保険料を払って、サービスを何とかやりくりして使っているわけですが、つないでいるわけですね。そういう方にまで職員の処遇改善加算がかかるというようなこと、これは行く行くはしないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。これは国の問題ですので、このことについても全国市長会などで言っていただけたらというふうに思うところであります。

そして、けさの山形新聞にも見出しに書いてありますね。県の介護職アンケート、県公表ということで、大きく出ておりました。事業所、人手不足40%、職員、賃金低いと感じる方が56%となっております。これは、労働の割に賃金が安くて離職が多いということにつながっていきます。2025年度には、11年度比で新たに9,000人の介護職員が必要になると推計しているというふうな記事でありましたけれども、介護職員の処遇が改善されなければ、この数もままならないというふうに思います。ですので、ぜひ介護職員の処遇を改善できるように、折に触れて要望していきなり、対策を考えていきなりということをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、在宅介護にかかわる幾つかの点について伺います。

厚生労働省は、2012年4月に市町村の独自判断で要支援者を保険給付の対象から外し、地域支援事業、介護予防ですとか、日常生活支援総合事業ですとか、これらの対象に移す仕組みをつくりました。それに先立ち、2011年9月議会で私はこのことは要支援者への保険給付の大半を占める専門のヘルパーによる調理など生活援助の取り上げにつながり、サービスの低下は免れないとして提起しております。今回、厚労省は同様の事業を全市町村に拡大して、要支援者の全体を保険給付の対象外にする方向を打ち出しております。

そこで、まず寒河江市では現在介護保険の要支援該当者は何名いるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のことし4月末現在の要支援認定者数は、要支援1が257名、要支援2は195名であります。合わせて452名ということになっております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。合計452名ということですが、この452名の方の1人当たり1年間に受けている介護給付金と、その主なサービス内容をお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年度の場合、1人当たりの平均給付費は24万4,526円となっております。これは要支援1、2の合計数で、全体の介護給付費を割り込んだ場合の平均ということになります。

それから、その方たちが受けた主な介護サービスということですが、デイサービスが

33.4%、それから通所リハビリサービスが21.2%、ホームヘルプサービスが17.3%、住宅改修が3.9%というような状況になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 一番多いのがデイサービス利用ということでございます。このように、452名の方が年間に平均して受ける介護給付金というのは24万4,000円ですか、そのようになっているということでございますが、このデイサービスをせっきく33.4%の方が受けておられる、それからホームヘルパーさんの介護を受けているという方もいらっしゃる。昨年4月以降、要支援者を介護保険の給付対象から外すことについて、自治体の選択制になったことは先ほどもお話ししましたけれども、この方たち、実際このようにサービスを受けている要支援者の方たち、この前の自治体の選択制になった時点から今まで、寒河江市ではどのようにしてこられたのか、それをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度から、その予防給付と地域支援事業、選択して実施することができるということになりましたが、もちろん寒河江市を初め県内の全市町村では予防給付ということで対応しているというふうに聞いております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 実際、この地域支援事業に移行された方は実質的にいなかったということでございますね。これは大変私にはありがたいことだったなというふうに思っております。それがこのたび安倍政権はこの選択制をやめて、そもそも要支援の方を介護保険給付事業から外すことを計画しておりますが、そうなった場合、この452名の方たちにどのようなことが想定されるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要支援者に対する予防給付から、地域支援事業への移行の問題については、現在政府の社会保障制度改革国民会議、さらには社会保障審議会介護保険部会などで議論がされている状況であることは御案内のとおりであります。今のところ、現時点では国のほうから各市町村、自治体のほうには具体的には何も示されていない状況でございます。しかしながら、その移行については遠藤議員も御指摘があるように介護保険制度の根幹にかかわる大きな政策の転換につながっていくというふうに認識しておりますので、本市のみならずもちろん山形県内の自治体あるいは全国の問題でもございますので、国の動向などを注視しながら、その対応については慎重に検討していく必要があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 十分に検討して、まずは利用する方に負担のないように、利用者が困らないようにということで、考えていただきたいというふうに思います。高い介護保険料を払っているのにサービスを受けられないということは、本来おかしいことです。政府が費用削減の意図で要支援者外しを持ち出しているなら、減らしてきた国庫負担こそふやすべきだというふうに思います。寒河江市でも、国や県への重要事業要望書にこれに関連した文書を上げておりますが、引き続き要望していただきたいと重ねてお願いいたします。

次に、介護者激励金について伺います。

以前は寒河江市でも、在宅介護している家族の負担を少しでも緩和するために介護者激励金を支給していたとお聞きしておりますが、いつごろからかそれはなくなったということですね。家族の慰労のための食事会などはしているというふうにお聞きしましたけれども、他の自治体ではどうなっているかということをお聞きしました。年間で、中山町は5万円、大江町は所得税非課税世帯に対して8万4,000円、課税世帯は2万4,000円、西川町は1万円の介護激励金を支給して、朝日町は1泊御招待で慰労しているということでした。そこで、寒河江市でもこの介護者激励金を復活してはどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市においては、昭和56年にこの今お尋ねの寝たきり老人等介護者激励金支給条例というものを制定をして、1人当たり年額2万円から3万円の激励金を支給してまいりました。平成12年度からの介護保険制度の開始により、県から交付されておりました介護者激励金の補助金が平成13年度末で終了したことなどを受け、市としても平成16年3月に制度を廃止をしたところがあります。

御案内のとおり、寒河江市では介護者激励金にかえて、平成14年度から重度の要介護者を介護している方の交流会などを開催してきておりますが、現在では重度のみならず中度の被介護者を介護している方まで対象を拡大して実施をしているところであります。

介護保険制度は、御案内のとおり従来の家族による介護にかえて社会全体で要介護者の方を支えていくという、介護の理念の転換であったというふうに認識しております。介護保険制度は誕生してから14年目に入りますけれども、現在は在宅要介護者に対する訪問介護、さらには訪問看護などの在宅介護サービスが大変充実をしてきております。年々利用の定着が図られているわけでありまして、そういった意味から、家族で介護されている方を個別に激励するというのではなくて、介護者同士の交流を通じて全体で家族介護をされている方を慰労していくことのほうが、この制度の理念に沿ったものだというふうに認識しているというふうに今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 介護保険で全体を見ていくということでございますが、実際に他の近隣の自治体でもこのような激励金、5万円とか8万円とかのお金を介護者に支給しているということですね。それで、介護者激励会、交流会というものがあるということですが、これは実際自宅で見ていた方を何とか都合をつけて出ていかなくちやいけない、さまざまな事情もあるので参加できない方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。全員が無欠席ということではないと思います。そうなった場合、やはり不平等が起きるのではないかと思っておりますので、このこともすぐには言いませんが、考えていただけたらさぞかし心強い味方になるのではないかとこのように思っております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、ここまで高齢者福祉の充実についてお聞きしてまいりましたが、この項の最後に1つだけお伺いしたいと思います。

今、高齢者のニーズは多様化され、長年住みなれた自分の家で最期を迎えたいという方もいれば、ひとりぼっちではなく仲間やなじんだ介護者のいる施設で見守られながら最期を迎えたいという方もおられます。一人一人のさまざまなニーズを丁寧に酌み上げ、寄り添い、実現に近づけていくた

めに、行政としてどのように応えていくのかという点、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の皆さんの多様なニーズに対応していくということは、高齢者福祉施策の基本であります。そういった意味で、市としては平成18年度から市の地域包括支援センターというものを設置をして、専門職8名が高齢者の皆さんの求めているさまざまな課題に対して継続的に支援していけるように、親身になって相談に乗っている、あるいは対応しているという状況にありますし、また安否確認でありますとか、それから見守り訪問活動を行いながら、多様なニーズに的確に対応できるように連携機能というものを持ちながら担ってきているところでありますし、先ほど申しあげましたけれども平成27年度からの新たな次期の介護保険の事業計画というものを来年度は策定していかなければなりませんので、そういった中で高齢者の皆さんのニーズ調査なども十分させていただきますので、そういう高齢者の皆さんの変化する多様なニーズに的確に対応した体制あるいは施策というものを講じていかなければならないというふうに考えているところであります。御理解をいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 一人一人の高齢者にとって幸せな生活ができるように、考えていっていただきたいというふうに思えます。

1991年12月16日、国連総会が高齢者のための国連原則を決議しました。市長にもぜひ一読していただきたいというふうに思うのですが、大きな視野で高齢者のあるべき姿が述べられています。私は、長生きすることが負い目になるような社会ではなく、長寿社会は人類進歩のあかしと思えるような、喜びとなる社会を目指して頑張っていきたいというふうに思えます。

また、吉村知事は介護疲れによる自殺や心中など介護悲劇多発県を解決する県民運動を提唱していると聞いております。このような動きとも連動して、寒河江市としても力を入れていただきますよう重ねて要望いたします。

時間も迫ってまいりました。

次に、通告番号2番、寒河江市の雇用対策について伺います。

6月4日付朝日新聞に、「目指す社会を描くのが先」という前国連人口基金東京事務所長の池上清子さんの記事がありました。その中に、「契約社員や非正規労働者が育児休業をとりづらいなど、働き方の問題は出生率の低下につながる」という一文がありました。これに代表されるように、今の雇用形態には不安定なものがあります。

そこで、まず初めに寒河江市の雇用形態とその問題点についてですが、具体的に正規雇用と非正規雇用の割合はどうなっているか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことし4月の時点でありまして、寒河江市が実施をいたしました市内事業所100社を対象とした雇用動向調査によりますと、正社員の割合は66.8%、それ以外の非正規雇用者は33.2%というふうになっております。正社員の割合については、調査を開始した平成21年には69.6%でありましたから、それ以降調査年や月によって変動はありますが、おおむね低下傾向になっているようでございます。

また、全国の数字、平成24年の経済センサスの速報値によると、全国の正社員の割合は58.5%、

寒河江市を下回っているという状況であろうかと思えます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 非正規雇用が半分近くになっていく勢いだというように感じますが、この非正規雇用、寒河江市として企業への正社員化を促す対策についてということで、寒河江市では市内の企業に対して正社員の増加を促すため、本年平成25年度から新たに雇用創出特別奨励金を設けております。これの意図する大きな目的と運用状況をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市におきましては新第5次振興計画の重点プロジェクトの一つとして、「さがえの雇用」拡大プロジェクトというものを掲げているわけでありまして。企業誘致の推進、さらには事業規模拡大等に対する金融面での支援、さらには新商品開発や受注拡大に向けた支援、そして新規学卒者に対する就職の支援などによって、市の雇用情勢の改善に鋭意取り組んでいるところであります。

今年度から雇用創出特別奨励金制度を新設をさせていただきました。今お尋ねがありましたからお答えを申し上げますが、新增設などにより正社員を増員した場合でありますとか、事業主の都合による離職者を正社員として雇用する場合に、事業主に対して奨励金を交付するということであります。このことによって、市内企業の新規雇用開発、若者の地元定住、あるいはリストラ者の雇用安定に対する取り組みを支援していくことにしているところであります。対象となりますのは、寒河江市に住居を有する60歳未満の方を継続して2年以上正社員として雇用しようとする場合であります。お一人当たり6カ月ごとに10万円、年間で20万円を2カ年交付しようとするものでございます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。大変いいことだなというふうに思います。このようなものが出ておりますね、雇用創出特別奨励金の御案内ということをごさらに周知していただいて、役立てていただけることを願っております。そして、こういうことも助けとなって、若い人たちが夢と希望を持って働けるようになることは、これからの寒河江市の発展に不可欠だというふうに思っております。

6月3日の本会議で、市長の行政報告、市政の概況についての中で、高校生の就職率が100%ということが話されました。これは大変うれしいことですが、反面離職も多いと聞いております。これについて、離職率の推移などわかっているものがあればお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西郡管内の高校新卒者の離職状況というのはちょっとデータがありませんので、お答えできませんけれども、全国的な資料によると、厚生労働省が発表した資料があるわけでありまして、高校卒業3年後までの離職率というのが資料としてあります。3年後ですから、3年前、平成20年度の卒業生の数字が直近の数字ということになりますが、山形県はその離職率が34.3%、3分の1ということですね。全国が35.7%というふうなことで、いずれも3分の1を超える離職率になっているという状況にあるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり大変多くなっているということでございます。このような高校卒業者の離

職を食いとめ、定着させるために、市でもいろいろなことをされていると思いますが、どのような努力をなさっているのかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度の管内の高校卒業者、100%就職をしたということを御報告申しあげましたが、就職した者の95%が県内に就職しているということでもあります。地元志向が高いというふうに認識をしているところであります。そういう状況でありますから、寒河江市においては高校生の就職支援、地元定着のために企業あるいは学校などと十分連携をとりながら、いろいろな支援策を講じているというふうに行っているところであります。

御案内のとおり、昨年度から市で就業支援サポーターというものを設けさせていただいて、企業と学校訪問などを通じてさまざまなニーズの把握、あるいは企業の求人情報の収集などを行いながら、雇用のミスマッチの解消をしている、あるいは企業に対する新規求人の要請などに積極的に努めているところであります。

また、高校生の就職希望者については、市内企業の協力のもとに、2年生については希望する企業で就労体験をするインターンシップ事業、それから1年生を対象とした希望進路実現セミナーを開催しております。また、3年生については就職内定者を対象にした新社会人パワーアップセミナーなどということもさせていただいているところであります。

先ほどお尋ねありましたけれども、1回就職してからの離職率ということもありますので、さらに市内の新規就職者、就職した方を対象にした研修あるいは懇談会などを開催して、就職後のフォローアップに努めているところでございます。

今後ともこうした高校生から新規就職者までの各段階に応じた取り組みというものを積極的に進めながら、若者の就労意識の醸成あるいは就職定着率の向上につなげていかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 さまざまな努力が、小さな努力が積み重ねられているんだなというふうに感じました。さらに重ねていただきたいなというふうに思います。

さて、政府の規制改革会議が一昨日の5日にまとめた答申には、雇用分野で正社員改革として限定正社員の雇用ルールを整備が盛り込まれました。この限定正社員とは、勤務地や業務内容、労働時間、残業などですね、それらを限定した雇用契約を使用者と結んで働くものです。雇用期間が無期限なので、正社員として扱われるんですけども、企業の都合で勤務先の工場や店舗の閉鎖、業務が廃止されれば簡単に首切りされてしまうというものです。

2007年に、ユニクロがアルバイトや契約社員を大量に限定正社員にして話題になりました。待遇は、時給をそのまま月給制にし、実力評価で一時金を出すという内容でした。正社員にはなったものの、働く人は労働超過になり、離職が後を絶たないと言われていました。いわゆるブラック企業という言葉も生まれ、大手の牛丼店などで働く若者は「正社員になったら殺される」とまで言っております。

今、必要なことは長時間労働の是正やサービス残業の根絶、均等待遇の実現、最低賃金の引き上げなど、誰もが安心して働き続けられるよう、ルールを確立することだと思います。寒河江市の若者が安心して働け、先ほど冒頭で言いました出生率も上がるような環境づくりに行政も力を注いで

いただけますよう重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号3番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 おはようございます。

早速、質問に入らせていただきたいと思います。

私は、新政クラブの一員として、関心を持つ市民を代表し、質問させていただきます。

山形県内、西村山地域全体を見ても、ここ寒河江市には人口比率から見ても非常に多くのパチンコ店が出店されていると感じます。よく、「パチンコは娯楽」と言われ、多くの方々が楽しまれているようです。しかし、こうした娯楽の範囲を超え、連日パチンコ店に足を運び、依存症に陥り、結果として勤労意欲の低下、育児放棄、離婚、家族崩壊、多重債務、行方不明、果ては犯罪や自殺まで影響を及ぼしている事実も全国的にあるようです。

本日は、寒河江市においてパチンコで何らかの影響が出ていないのか、確認の意味で質問させていただきます。

パチンコは、脳科学者も開発に携わり、特許を取り、大音量、まぶしい光の点滅、回転スロット、大当たり欲求などの複数の要素を使って、人間の脳に刺激を働きかけております。こうした状況下でパチンコを楽しむことにより、ある一定程度の人間がパチンコ依存症になってしまうのではないかと思います。

実際、私も28歳まで、正確には長男が生まれる前まで、パチンコ店によくスロットを楽しみに足を運んだものです。私の経験からしてみても、長時間プレーする中で光や大音量等による大当たり時の派手な演出などで刺激され、楽しみを覚えたことを思い出します。

繰り返すようですが、私はパチンコを単に批判することを目的とするのではなく、現在寒河江市においてパチンコ店が多く立ち並び、何らかの影響はないのか伺いたいということが目的であり、特に一般市民も関心のあることについて質問させていただきます。

まず最初に、パチンコ店によく足を運ぶ知人から何う話に、他市から、県外からもそのような方が、寒河江市内のパチンコ店に客として来る方が多いというふうに伺います。こうした統計はとっていないと思いますが、これを交流人口の増と捉えた場合、寒河江市に対する経済効果等はないものなのかお尋ねさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 パチンコの本市に与える経済効果というふうなお尋ねでありますけれども、パチンコ店、全国には1万2,149店舗あるそうでありまして、平成24年度末であります、売上高は18.9兆円とレジャー白書2012になっているようでありまして、近年は客離れが進んで、店舗数、売上数とも年々減少傾向にあるというふうに言われているようでありまして、県内でも110店舗あるようであります。10年前と比較して、36店舗減少しているということでありまして、寒河江市においては、現在5店舗が営業しているというふうになっているところでありまして、

本市への経済効果という御質問であります、市外からの来店者数ということについては把握が

難しいというところがありまして、そういうデータはありませんけれども、一般的にパチンコ店の経済効果というんですかね、を見てみますと、固定資産税などの税収あるいは従業員の雇用という面でそういう効果があるのではないかというふうに言われております。また、店舗周辺での飲食あるいは買い物などの消費効果などが言われているようであります。しかしながら、我々としては税収以外についての統計的なデータは今持ち合わせておりませんので、具体的なトータルとしての経済効果がどの程度あるということについてはお答えできないということで、御了解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。全国には約1万2,000店舗というような話で、県内でも110店舗から36店舗の減というような話で、その経済効果という話ではあれでしたけれども、雇用等々、また近くで飲食店の消費効果があるということで、ある程度の効果があるものだなというふうに認識させていただきました。

ただいま市長の言葉の中で、税収等々というお話がありましたので、寒河江市内5店舗のパチンコ店があるわけですが、その税収というものは幾らほどになるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度の数字になります。24年度でありますと4店舗ということになろうかというふうに思いますが、4軒分の税収としては法人市民税が約1,761万円、固定資産税及び都市計画税が約2,177万円ということで、合わせて約3,938万円ということになります。市税全体の約0.8%に当たるということになっております。そのほかといたしましては、従業員の方の給与でありますとか、たばこ税などもあろうかと思っております。その辺のデータについては現在把握しておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。具体的な数値で、大変ありがたく思います。その貢献度という意味では、非常に市税等々では0.8%に上るということで、またそれに関連しないで、資料等はありませんがたばこ税とかいろいろそういった意味でも市に対しての、言い方はちょっとどうか分かりませんが、貢献という意味ではよいのかなというふうに思っております。

これよりちょっと別の捉え方で質問を変えさせていただきます。

これから夏になり、暑い日が続くと思われませんが、こうした時期になりますと毎年不幸なニュースが流れます。その内容といいますのは、パチンコ依存症にかかった親がパチンコに夢中になり、パチンコ店の駐車場で車内に乳児を放置し、熱中症で死亡させたというようなニュースであります。毎年こうしたニュースを耳にすることは、子育て中の私にしましては大変心が痛むものであります。育児に対するストレスなのか、その理由はわかりませんが、こうしたことはあってはならないことであります。全国的にこうしたことがあるようですが、寒河江市では児童や乳児を放置して病院に運ばれたというようなことはこれまでなかったのかお伺いさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま國井議員からもありましたとおり、夏になりますと駐車場の車の中に乳幼児を置き去りにしてというようなニュースが必ず出てくるというふうに思いますし、ましてやパチ

ンコに夢中になってなどというのは言語道断だというふうに思いますが、西村山広域事務組合の消防本部によりますと、平成20年から現在まで、寒河江市に出店をしているパチンコ店の駐車場における熱中症による救急出動は実績はなかったということで聞いているところでございます。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 私の望む回答をいただけたのが大変うれしく思います。どうしても依存症にかかる割合が非常に多いのがパチンコというふうに伺っておりますので、そうしたことが寒河江市民としては非常に勤勉意欲のある人が多いので、そういった事実が出ないというふうに私は認識しているところであります。

そんなことをちょっと申しあげて、次の質問が大変どうなのかわかりませんが、実際私が伺った話で、寒河江市民でもパチンコ依存症にかかり、お金を工面するに当たりまして自身の土地を失ったという話を伺ったことがあります。寒河江市でも4月から消費生活センターが開所されるなど、相談窓口の充実を図られておりますが、パチンコ等ギャンブルに関する相談件数はどの程度あるのか、あるかないかはちょっとわかりませんが、お尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員からの御質問にもありましたとおり、この4月から消費生活相談機能の強化を図るということで、消費生活相談員を配置して、消費生活センターを開設させていただきました。消費生活のトラブル、被害というのは年々増加をしてくれておりまして、24年度の相談件数は4年前の約2倍の132件というふうになっております。パチンコなどギャンブルに関する相談については、昨年度はゼロでございました。過去5年間で見ますと、ギャンブルの相談は2件と。そのうち、パチンコに関する相談は1件ということになっておりました。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。こちらの回答でも非常に、相談件数は昨年ゼロ、過去5年間でも2件中1件がパチンコというような答弁でありました。非常に望んだ回答が戻ってきたなどというふうに思っております。

その1件あったわけですが、ちょっと私の中で心配しているのは、納税に関することにも関係するんですが、パチンコが原因なのかわかりませんが多重債務というようなことなのかどうなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。そういうふうな心配があつての御相談なのかどうかという趣旨でございます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 多重債務についての相談というのは過去5年間ではなかったというふうに聞いています。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。これまで私が望む回答が返ってきて、非常にほっとしているところであります。

ここで、ちょっと教育委員長にお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

私の自宅、西根なんですけど、近くにはパチンコ店がありまして、我が子と車で店の横をよく通るわけではありますが、親子での会話になりますけれども、建物の大きさや内部が見えない建物構造、また大型スクリーンに映し出される映像等、いつも満車の駐車場を見ているからかわかりませんが、

「あのお店に何があるの。お店に入ってみよう」というようによく言われるものであります。子供に関しましては好奇心を持つことは非常によいことではありますが、児童が関心を持つくらいですので、少し成長した中学生や高校生の生徒などは実際に足を運んでみようかなというのではないかなというふうに思っているところです。

こちらでも確認をさせていただきたいのですが、パチンコ店に入店して補導された生徒などはいなかったのか、そういったことも含めて本市での教育上問題視されて、教育委員会等で協議された経過はないのか、もしありましたらその内容等もお伺いさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをいたします。

最初に、パチンコ店で補導された生徒は実際にいるかどうかという御質問でありますけれども、こういう場合、すぐに私どもに報告いただくような仕組みになっておるんですけれども、現在のところこちらで把握している事例はありません。また、議員の御質問は高校生も含めた生徒ということかとも思いますが、その点、関係機関等にも問い合わせましたけれども、この5年間ばかりは皆無、ないということであります。

2番目の、そういうことから教育委員会では何かしら取り上げられたことがあるかという御質問ですが、こういう状況でしたので、特に教育委員会等で取り上げ、あるいは議論したという経緯はございません。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。こちらでも本当に私が望む回答だったなというふうに思います。やはりそういった親としての家庭での教育、また学校での教育、指導というふうに言ったほうがいいのでしょうか、そういったことも行き届いているのかなというふうに認識をさせていただきました。

最後のほうの質問にさせていただきたいと思いますが、ギャンブルというものはいろいろありますけれども、パチンコだけ指すものではないと思われれます。しかし、パチンコはさきに述べさせていただいた開発手法によってつくられ、ギャンブル依存症になる方も少なくありません。ギャンブル依存症で苦しむ人や、その家族の相談やカウンセリングを行っておりますJAGO、ジャパン・アンチ・ギャンブル・オーガニゼーションによれば、ギャンブル依存症の原因の92%はパチンコであると指摘しており、ギャンブル依存症イコールパチンコ中毒と言ってもよいのではないのでしょうか。こうしたことは、パチンコ店の多さも依存症に拍車をかけているのではないかと心配しているところです。海外でのギャンブル場は、ある意味隔離された場所や地域にあるのが常識のようです。しかし、日本はそれと違い、全国どこに行ってもパチンコ店があり、ここ寒河江市でもスーパー近くや国道沿いなどがございます。全国には、先ほど市長からの答弁では約1万2,000店舗あるようだというふうなお話でしたが、このような多くのパチンコ店が日常空間にあり、いつでもどこでも誰でも足を運べるというような条件下にあります。

こうした環境下にあることが理由かわかりませんが、ちょっと古い資料で済みませんが、平成21年の厚生労働省の調査研究によれば、ギャンブル依存症になっている方は日本人成人男性9.6%、成人女性1.4%、日本全体では5.5%になります。比較になるかわかりませんが、アメリカでは0.6%、

世界最大のカジノがあるマカオの1.78%を大幅に上回っております。

さきに述べたように、娯楽の範囲を超えて連日パチンコ店に足を運び、依存症に陥り、結果として勤労意欲の低下、育児放棄、離婚、家族崩壊等々、そういった原因に影響を及ぼしかねない、またこうしたことにつながらないようにしなければならぬという思いも込めまして、パチンコに対して本市ではどのように認識をしているのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初に答弁申しあげましたとおり、全国に1万2,000店舗以上あるわけでありまして、大都市あるいは地方問わず各地に存在するというわけでありまして。法律等に基づいて適正に運営されて、また個人が節度とモラルを持って楽しむ限りにおいては、庶民の身近な娯楽施設として存在をしているというふうにも思っておりますが、また一方でその楽しみ方を誤りますと、御指摘がありましたようないろいろな問題が生ずる、あるいは社会的な問題にもつながりかねないというふうなこともあるわけでありまして。

寒河江市においては、現在のところ先ほど御報告申しあげましたとおり大きな問題になっているということはないようではありますが、今後も市民の皆様がそういうことであってほしいなというふうに思いますし、また今後そうした事案が生じた場合などについては、市の相談窓口などにおいて関係機関と十分連携をとらせていただいて、適切に対応をしていかなければならないというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。やはり市長が今お答えいただいたように、個人の節度というのがポイントになるのかなというふうに思っています。寒河江市においては、本当に心配することがないというような答弁ですので、本当に助かっているといいますか、言い方が悪いですが、大変よい結果が出ているというふうに思っております。

同じような質問になりますけれども、教育の場というふうな立場で、教育委員長はどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私自身、パチンコの経験というのは皆無ですので、答えるにふさわしいかどうかですけれども、教育委員長としての考えであるとするならば、ただいま市長から御答弁がありましたけれども、全く同様の考えでございます。

今ほどお答え申しあげましたけれども、現在のところ生徒自身のパチンコにかかわる大きな問題はないというふうに思っております。ただ、議員から御指摘ございましたけれども、親の離婚や育児放棄というんでしょうか、育児の問題など、家庭環境に課題を抱える児童生徒の数が年々増加しているということも事実でございます。私ども教育委員会といたしましては、市の福祉部局はもとよりでございますけれども、児童相談所など県の関係機関とも十分な連携を行い、今後ともこのような家庭環境に課題のあるといいますか、課題を抱える児童生徒に対しまして、的確かつ十分に対応できるよう力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 答弁ありがとうございます。教育委員長としましても育児放棄等々家庭のほうの問

題もちょっと心配なのではないかというようなこともありまして、これまで寒河江市としては何もないというような状況が大変よい結果であります。今後もしそういった問題が起きないように心がけるといいますか、何かあった場合にすぐ対応できるようにお願いしたいものだなというふうに思っております。

最後に、質問ではありませんけれども、パチンコに関する私が把握していることについて少しお話をさせていただきたいと思います。

2006年から、韓国ではパチンコが法律により全面禁止になり、日本よりは多いですね、1万5,000店舗あったパチンコ店がなくなりました。同じように台湾でも法律で禁止されております。なぜこのようなことになっているかという、韓国や台湾では自国民のパチンコ中毒による社会の混乱、劣化を防ぐために違法化したということでもあります。

日本国内の動きとしましては、大阪狭山市では生活環境保全のため建築物に細かく規制するなど、厳しく規制がなされ、実質的にパチンコ店の出店を防いでいるというようなこともあります。これと同じように、条例をつくり、実質的にパチンコ店の出店を禁止している自治体もほかにも多くあるようでございます。

寒河江市においては、現在大きなとか混乱はない状況というふうに認識いたしました。しかしながら、今後悪影響を及ぼすことがある場合等をもし想定される場合といえますか、そうしたときは市としては既存のパチンコ店にも法定外税を導入することや、寒河江市内の出店を制限するなど、措置をとり、出店を防ぐべきだと私は考えております。今後もしこういった今の現状で経過すればいいんですけども、そういったことが、きょう質問させていただいた心配事が今後起きないようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号4番、5番について、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 今議会は、議場ではなくハートフルセンター多目的ホールで行われております。それにちなんでというわけではありませんけれども、この多目的ホールに絡んだ質問をさせていただきたいと思います。

通告番号4番、まちの活性化、住民が活動しやすいような市施設の使用制限緩和についてです。

まずは、現状把握からさせていただきたいと思います。

20年以上前でしょうか、いわゆるバブル時代までは右肩上がりの経済成長による生活水準の上昇、行政では税収の増加及び行政サービスの増加という全てが右肩上がりの時代でした。しかし、時が流れ、地域では人口の減少及び少子高齢化の進行、行政では税収の確保がだんだん厳しい状況とな

り、職員数の削減などにも取り組む時代になってしまいました。そのためというわけではないと思いますが、何でも全て行政に任せるのではなく、まちおこしや地域の活性化についての活動や、そういった活動を行っていくことを啓発するセミナーなど、住民が地域に目を向け、住民が主体となって活動しているケースも多々見られるようになってきました。また、行政もそれを望んでいるのが現状だと思います。

しかし、そんなまちを思っている市民から、「ハートフルセンターでセミナーや演劇などを行いたいけれども、入場料を徴収する場合は一切許可がおりないので使えない」、あるいは「開催するなら全て自分たちで負担して無料で開催するしかない」という声が寄せられました。ここハートフルセンターの利用に関しては、寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例があり、この第5条、使用制限に「市長は各号に該当すると認められるときは、センターの使用を許可しない」と書かれており、その3号に「センターの使用が営利を目的としているとき」と書いてあります。多分線引きが難しいためだとは思いますが、この条例に抵触するおそれがあるために参加料や入場料を徴収する場合は不許可としているのではないかと私は推測しております。

同じ公的な施設である公民館と比較してみたいと思いますが、こちらの利用に関しては寒河江市公民館に関する条例があり、その第10条、使用の制限には「教育委員会は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の使用を許可しない」と書かれており、その3号に「法第23条の規定に反すると認めたとき」となっております。この法というのが、社会教育法を指しますが、第23条、公民館の運営方針には「公民館は、次の行為を行ってはならない」と書いてあり、その1号に「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること」となっております。

ハートフルセンターの利用に関しても、公民館の利用にしても、どちらも似たような文章ではありますが、公民館のほうは言ってしまうえば営利目的で公民館の看板を借りて特定の事業や援助をしてはならないということで、参加費や入場料などでお金をいただく場合でもその主催団体や内容によっては使用ができるようです。

そこで、お伺いいたしますが、現在のハートフルセンターの使用許可の基準について教えていただければと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後藤議員御指摘のとおり、ハートフルセンター、総合福祉保健センターの使用許可の基準については、その設置及び管理に関する条例第5条の第3号において、市民の健康増進及び福祉向上を図ることが設置の目的でありますことから、その使用が営利を目的としているときは使用を許可しないとしているところであります。この営利を目的としているか否かということについては、実際問題として使用申請があった段階で使用許可を判断をしなければならないということが、そういう場合が多いわけでありますので、これまではわかりやすく、「特定の方から会費や材料代の実費を徴収する場合などを除いて、不特定多数の方から広く入場料をとる場合は営利である」というふうになって、取るか取らないかで営利目的の有無を判断をさせていただいてきているところであります。御指摘のとおりであります。いずれにいたしましても、このセンターは広く市民に開かれた公共施設でありますから、多くの市民の皆さんが利用しやすい施設であることは当然でありまして、またそれが利用していただくことが市民の皆さんの信頼に応えることだというふうに認識

をしているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 4 番後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁ありがとうございました。この営利という判断がなかなか難しいというところがあるので、先ほど市長がおっしゃったように入場料とか不特定多数の方の場合は今までも許可しないという基準になっていたかと思えます。もちろんこちらはハートフルセンター、正確にいうと総合福祉保健センターということで、福利や厚生と、もしくは保健に関することを目的として建てられた建物ではございますが、今この一般質問をこの多目的ホールでさせていただいておりますけれども、100人から200人ぐらいの方が集まるという場合においては非常にこの施設が使いやすいと。あと場所的にも駐車場もありますし、市の中にあるということもあって、参加される方、入場される方が集まりやすいということで、非常にここを使う方が多い、望む方が多いと思うんですね。実際今のところセミナーであったりとか、いろいろなことがもうこの場所では現実として開催されているというところかと思えます。

私は先ほども申しあげたとおり、これからの時代は住民のための空間やサービス、いわゆるパブリックといいますか、公イコール全て行政という時代ではなく、もっとももう既に全てを行政だけでは支えられないという状態だと思いますので、やる気のある民間や市民有志、NPOなどにどんどん活動していただいて、公の部分をみんなで作りに上げていくことが必要なのではないかと思っております。

例えば、まちの活性化のため、もしくは人材育成のためのセミナーとか、あとつい先日もありましたが、ここの場所ではありませんが青少年育成やふるさとを思う心を育てる自主映画の上映であったり、あるいは子供たちを対象とした演劇やぬいぐるみショーだったり、こういった活動というのは寒河江の活性化のためにも私はどんどんしていただきたいと思いますが、例えばセミナーをするには講師を呼ぶにもお金がかかりますし、自主映画を上映するにもフィルムのレンタル料がかかります。また、演劇やショーをするには謝礼がかかります。一例として、セミナーを開催する場合を考えてみますと、講師に交通費を合わせて7万5,000円、告知のためにチラシに2万円、ここ多目的ホールを半日借りるのに5,000円と、合計10万円の経費がかかるとして、入場料1,000円をいただいて100人集めよう、あるいは500円にして200人集めようというように、かかる経費を来ていただく方に案分するだけであっても、現在は不特定多数からお金をいただいているので、この多目的ホールは使えないというのが現状であります。

私は映画の配給会社とかになればまた別ですけれども、それらを専門としていない企業だったり市民有志の方、NPOの方がこの条例には当てはまらないのではないかと思っております。しかし、何でもオーケーというわけにはいかないと思いますので、例えば何らかの基準があって、それに認定されている団体であればいいとか、イベントの開催目的とかかかる費用の内訳を提出して、審査の上許可されればいいのか、何らかの基準を設けることによりこの不特定多数から1円でも全て受け取れば不許可という現在の状況は解消できるのではないかと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、市民の皆さんあるいは各民間の団体の皆さんが地域の活性化のため、寒河江の元気をつくっていくためということで、さまざまな活動を展開していただいております。

りますし、またその活動が持続可能性のある活動としていくということがまちづくりには大変有効だというふうに認識をしているところであります。現在の市の条例では、先ほど申しあげましたとおり不特定多数の方からお金を取るということは基本的にだめだと、使えないということでありませんが、まちづくりをしていこうとする主催の団体あるいは皆さんからの支えていく、あるいは支援していくということを考えていけば、今後入場料を徴収する場合でも利用できるような配慮というものを検討していく必要があるというふうに思います。そうすることがこの地域の民間のさまざまな活動をさらに助長していくというふうに考えております。今は一般の方から料金を取るのは全て営利を目的だというふうに解釈をしているというふうに思いますけれども、先ほど御指摘のとおりさまざまな基準などを設けていくことによって、そういう活動を助長していく団体に使用できるような機会を設けていければというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。検討していただけるということなので、私はもうこれ以上これについては何も言うことはないんですけども、今回はこのハートフルセンターを例に挙げて質問させていただきましたが、ほかにも寒河江市内にはいろいろ施設があると思います。今あるそれらの施設もそうなんですけれども、例えば寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進にも記載されておりますが、フローラの2階に展示場や文化イベント会場等がこれからできるというような計画になっているようですけれども、こういった今後できる施設に関してもこういった考えというか、こういった基準を設けていただいて、できるだけ市民の方々が活動しやすい場所を提供していただきたいと思います、今後の施設などについてもいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘をいただきましたフローラの2階での文化イベント会場などについても、新たな施設ということでありますから、当然その使用の基準というものを決めていかなければなりません。先ほど申しあげましたとおり、このハートフルセンターの特に多目的なこの場所なども検討していく、見直しをしていくということがありますから、そういった意味ではフローラあるいは他の施設についても全体的にその使用基準というものを見直していく必要があるのではないかとこのように思います。その際は、できるだけ公平な、公正な立場からの見直しというものも必要であろうかと思っておりますから、市民の皆さんからも一般の方からも参加をしていただいて、検討委員会的なものをつくって公平に見直しをしていければなというふうに思いますし、その施設の設置目的が基本的にはありますから、その目的に合致をしたような使用ができるように制限を緩和する、あるいはということを検討していければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。私もいろいろなイベントに携わらせていただいて、よく感じるんですけども、寒河江市にはいろいろな補助とか助成がありまして、例えばまちづくりに関してのセミナーであれば講師の費用は助成を受けることができ、主催者側の負担というのはそんなに実は多くなく、入場無料にすることができるので、例えばこちらの場所で開催するのもそんなに難しいことではなかったり、今までもそうやって開催されてきたのではないかと思います。しかしながら、先ほど市長も持続可能なというようなお話がありましたが、やっぱりその助成を受

けるのであれば、主催団体は違うけれども結局は行政の懐から出るお金だったり、今後その補助が続いて事業がずっと継続できるとは限りません。また、例えばセミナーなどの場合、無料だから来る人と、500円、1,000円とはいえ額が多くはなくても有料であっても来たいという人との意識の差というのは非常に大きくて、有料であっても集まる意識の高い方々が多くなればなるほど、まちの活性化にもつながっていくのではないかと私は思っております。

いずれにせよ、思いを持った、地域に必要なと思う活動をする方々が企画しやすい施設の使用制限にさせていただき、そういった方がどんどんイベントなどを実施することによって、「寒河江っていつも何かやってるよね」と言われる、あるいはそういったイメージを持ってもらえることがまちの活性化につながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただき、できるだけ早目の実施をしていただければと思います、こちらの質問を閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、通告番号5番、食産業の活性化についてです。

まずは(1)6次産業化を含め、寒河江が有する食の強みを生かした農作物及びその加工物づくりの支援についてです。

平成22年12月に、6次産業化・地産地消費が公布されました。また、本年度4月より山形県庁に6次産業推進課が新設されました。6次産業化を推進することによって、農業や各産業が活性化し、農家の所得アップや地域全体の活性化をしていこうと現在国や県で盛んに支援をしております。

私は、農業を含めた寒河江の食文化、食産業は、寒河江を代表する商品の一つだと思っております。私自身は全く農業の経験がありませんので、勉強のために6次産業ビジネススクールやセミナーに通ったり、農家さんに話を聞きに行ったりその情報をインターネットや紙面で伝えたり、仙台にPRや販売のために行ってみたりしました。そんな中途半端に見聞きしたレベルですので、もしかしたら農業をやっている方からすれば的外れなことを言っているかもしれません。と前置きをさせていただいてから、質問に入らせていただきたいと思います。

私が今さら説明するべきことではないと思いますが、6次産業化というのは東大名誉教授の今村奈良臣氏が提唱した生産の1次産業から流通、販売の3次産業まで農家が踏み込んで、新たな付加価値を創造し、地域に新たな雇用の場を創造する活動を推進しようというものであります。しかしながら、農家自身が生産向上や大規模化、加工・販売をするための機械導入をするには、余りにもリスクが高く、また加工や販売をする時間もなく、ましてやそのノウハウがないというか、なかなか思いつかない、具現化できないということで、この6次産業化が進んでいないというのが現状ではないかと私は思っております。

6次産業化推進に関しては、例えば寒河江市では農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業がありますし、国や県でもいろいろな補助や助成などがあります。しかしながら、先ほど申しあげたように、どんなことをすれば市場に今以上受け入れてもらえるのか、どんな商品をつくれればいいのかということがわからないという状況の方がいる中で、「補助や助成があります」といってもなかなか利用しづらいのではないかと思っております。ゆえに、補助や助成だけではなく、例えばコーディネーターのような人材や窓口、組織などが必要ではないかと思っております。

以前聞いたセミナーの話で、「6次産業化という非常に大がかりに思えて構えてしまうけれども、今までの生産者主導の商品提供ではなく、どんなニーズがあるだろうかと消費者や加工・流通業者から意見を聞いて、商品を生産するだけでも十分に6次産業化と言えらると思います」というの

を聞きました。私も、「なるほど、そのとおりだな」と思いました。補助や助成も必要だと思いますが、もう一段階現場レベルに立った助言といいますか、例えば市役所でいうならばメインの窓口は農林課だとしても、商工振興課、さくらんぼ観光課、またはこれは庁舎内の課ではありませんけれども、寒河江市観光協会といった縦割りではなく各分野を横断した体制や組織というものがあるといいのではないかと考えております。

山形県内では、川西町が2011年12月に6次産業化推進計画を策定し、農家だけではなく商工業者の連携も促して、町内の各産業の活性化を図っております。また、真室川町では農林漁業を中心とする産業活性化を目指し、町6次産業化推進本部を本年度新設。こちらは「もうかる」をキーワードに行政、農協、観光物産協会、商工会が知恵を出し合い、新商品開発や販路開拓、担い手育成などに取り組むとしております。

私は、先ほど申しあげたような相談できる体制、組織、窓口が寒河江市にあると、より寒河江の農業の6次産業化が推進されるようになり、寒河江の食産業が活性化されると思っておりますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましても、この6次産業化、農業の方が農産物の生産から加工、販売までを一体的に手がけるという取り組みについては、農業生産法人の方が耕作放棄地を借り受け、これを再生してニンニクなどの栽培を行っている、あわせてこれを原料にして加工品の製造販売に取り組むということで、黒ニンニクあるいはニンニクみそ、焼き肉のたれなどの加工品を地元スーパーさらには産直センター、そして百貨店などにも販路開拓をするなどということで、こういう6次産業化を実践している法人が実例としてあります。この事例では、この法人みずからが6次産業化により収益を上げようとする強い意欲と能力というものを持って、自分のやりたいことというものを明確にして事業化に取り組んでいるということで、成功をおさめているというふうにはなりませんけれども、市におきましてもこの事業が円滑に推進できるように、耕作放棄地解消のための耕作放棄地再生利用交付金などについてかさ上げをして交付をする、あるいはニンニクを生産、加工に必要な機械、施設の整備について先ほど御指摘がありました。県の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の活用を支援するというようなことで、主に補助事業の面について積極的に助成、支援をしてきているところであります。

しかしながら、先ほど御質問にもありましたけれども、6次産業化を目指す農業の方がどんなことをすれば売れるのか、あるいは市場に受け入れられるのか、あるいはどういった加工品であれば売れるのかなどというその農作業ということではなくて商品の開発販売開拓、そして販売方法などについてはなかなかノウハウを持ち合わせていないという場合も多いわけでありまして。そうした課題を解決していくために、御質問にもありましたけれどもコーディネーターあるいは窓口、組織体制、相談体制というものが需要ではないかということでもあります。こうした意欲ある農業者の皆さんに対してきちんとアドバイスをしていくということについては、専門的な知識、経験、あるいは多くの情報を有しているということがまず基本だろうというふうに思います。そのアドバイスをするほうの側が。現在、県内に御案内のとおりやまがた6次産業化戦略推進本部の事務局ともなっておりますやまがた食生産クラスター協議会が運営をいたしますやまがた6次産業化サポートセンターというのが、組織がございます。6次産業化に取り組む農業者等の事業化に向けたさまざまな

課題に対応するために、コーディネーターあるいは専門アドバイザーを配置をして、具体的なノウハウについてアドバイスを行っているという組織がありますので、まずはこのサポートセンターと十分連携を図りながら、事業の推進を支援していくというのがより実践的で効果的であるというふうに考えているところであります。

現在、寒河江市の農林課のほうで、農業部門の6次産業化に関する相談を受けているところであります。実質的に窓口になっているというふうになるわけではありますが、農業者の皆さんなどがその事業化のために何を必要としているのか、その状況に応じて補助事業の活用が必要な場合には補助事業の活用に関する種々の支援を行い、また具体的なノウハウを必要としている場合などについては、先ほど申しあげたサポートセンターと連携を図りながら、よりもうかる農業の実現が図られるよう、より効果的な支援を行っていききたいというふうに考えているところであります。

そういう意味で、当面はこの6次産業化にかかわる制度や補助事業などについて市報やホームページ、さらには生産組織の会合などを通じて、情報提供を行いながら、市としての相談窓口の機能充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、今後関係者などの御意見も頂戴しながら、必要に応じて関係機関、団体とも連携した推進体制の整備などについて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。ぜひこちらのほうの相談窓口というのは充実していただければと思います。私のところに寄せていただいた農業をやっている方からの声として、多分いい商品をつくってられるからだと思うんですけども、東京など関東とか大都市圏からの有名百貨店から物産市として出店しないかというような声がけというのは農家さんに直接あるそうなんです。ただ、しかしながら要は2日間こっちを空にして行ったところで、なかなかちょっと元が取れるとは思えないと。特に今の時期だったら一番忙しい時期でありますので、そこを人を借りてまで行っているときにちょっとそちらのほうには行けないというところがあるので、お断りしているんだと。ただ、しかしながらその自分の商品を売るというよりも、やっぱり寒河江っていう名前を売りたいと思って、ぜひ行ってみたいというところの気持ちがあるそうです。そういった物産展などでは、自分のところだけではなくて寒河江の企業さんもよく見かけるので、多分皆さん同じような悩みを持ってらっしゃるんじゃないでしょうかとおっしゃっていました。できれば、その相談窓口とかもそうなんですけれども、例えばの話ですがそういった物産展などには寒河江の企業さんに出品を募って、まとめて行っていただくような、例えばその専門のセールスマンがいたりとかするだけでも非常に寒河江の名前というのがもっともっと売れていきますし、どんどん商品を出しやすい体制にもなっていくとは思うんですけども、正直いうと私はこれはもう観光協会とかの仕事の分野に入ってくるかもしれないんですが、こういったもう少し実現しやすいというか、もうすぐやれるようなところでの策というのがあるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際、いろいろ商品を開発をして、それを販売をしていく、販路を開拓をしていくということについて、大変やっぱり苦労されているというお話もお聞きをしておりますし、先般大阪の阪神梅田の花月の中で寒河江の物産展をさせていただきましたが、このぐらい、これ以上のスペースの中で寒河江のさまざまな物産展、改めてすばらしい商品、製品があるんだなというふうに

感じました。あその場面では現地の人が実際販売をして、ラーメンとか冷たい肉そばとかを売っていただきましたから、現地の人が対応していただきましたが、そういったところを実際生産している農家の方ということではなくて、そういう観光物産協会ということになるんでしょうかね、そういった組織が対応をしていくような体制をつくっていくということがやっぱりさらに寒河江のさまざまな物産をPRしていく機会につながっていくんだというふうに思いますから、そこら辺は一朝一夕にはなかなか進まないかもしれませんが、ぜひそういうことができるような体制の構築に向けて、努力をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 4 番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。ぜひそちらのほう、よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、(2) 今後の農作物の輸出についてです。

日本の農家は7割が小規模な経営体で、20ヘクタール以上の農地を持つ大規模農家は全体の3割にすぎません。TPPへの交渉参加をめぐる議論については、いまだに国が二分して賛否が分かれているところではありますが、日本政策金融公庫が全国で行った調査によりますと、約3割の農業者が農産物の輸出に意欲的という結果が出ております。

しかしながら、多くの農業者が輸出に踏み切れない理由として、「海外との接点がない」、「人材不足」、「手続が難しい」などが挙げられております。TPPへの参加に限らず、今後新たな市場を求めて農産物の輸出を目指す農業者も出てくると思いますが、ことし「フード台北」に出展いたしますけれども、その「フード台北」出展以降、寒河江では輸出に対してどのように考えているのかお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、日本の農産物の輸出ということについては、取り組みの歴史も浅くて、輸出の経験不足などもあって、ましてや農業者が単独で輸出を試みるということについては、まだ環境が整っていないという状況にあらうかというふうに思います。そういった意味で、ジェトロ、日本貿易振興機構などの協力を得ながら、行政や農協等が協力して官民一体で取り組みを進めていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

輸出ということになりますと、信頼できる現地の輸入代理店の確保というのが大切でありまして、特に売り先の確保ということになると見本市あるいは商談会などでの関係者一丸となった取り組みというものが大切になってくるんだというふうに理解をしております。そういった意味で、今回の6月26日からの台湾で開催されます国際的な食品見本市「フード台北」に寒河江産のさくらんぼ、紅秀峰を出展をするという予定をしておりますが、現地のバイヤーや消費者への試食などを行いまして、アメリカンチェリーとの違いなどを大いにPRするとともに、マーケティング調査などもさせていただきたいというふうに考えているところであります。

その前に、何よりもまずその品質を落とさずにさくらんぼを台湾まで持っていけるかどうかというのが第一番目の関門かというふうに思います。また、輸出におけるコストの縮減、低コスト化などというものも課題でありますから、その調査を行いまして、うまくいけば3年後に本格的な輸出販売に向けていきたいというふうに考えているところであります。

今回、日持ちもよく、糖度が高い紅秀峰を選んでいるわけでありましてけれども、台湾の消費者の皆さんは見ばえがよくて、品質や味のよい商品を求めているというふうなことであります。特に高

額な贈答品などがよく売れると聞いておりますので、我々も期待しているところであります。しかしながら、本格的な輸出ということになりますと、先ほど申しあげましたけれどもさまざまな課題があるというふうに認識をしております。輸送の問題、物流コストの問題、それから消費戦略などなど課題があるわけでありましてけれども、世界的に見ると日本食ブーム、あるいは健康志向ということで、日本に対するそういった意味では若干の追い風もあるのかなというふうにも思いますので、本市のまちづくりの中核をなすさくらんぼについて積極的に展開をしていきたいというふうに思います。海外で高く評価をされますと、それらの情報を国内にも発信することができるようになるわけでありまして。寒河江のさくらんぼのブランド化にもつながってくるというふうに思いますし、まず何よりも寒河江の名前が広がっていくものというふうに考えているところであります。3年後には事業化を進めていきたいということで考えているところであります。そういうことで成功するということになりますとさらなる事業展開ということも考えていく必要があるのかなというふうに思います。すなわちさくらんぼ以外の寒河江産の農産物の輸出あるいは台湾以外の地域への輸出などということも、とらぬたぬきかもしれません、そういったことも視野に入れていくようにできればというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 4 番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。もうそこまで見通しとかしていただくと非常に私はいいなと思います。その話を今しようかと思ったんですが、市長から言っていただいたのであれなんですけれども、農業の先進国であるニュージーランドの例を出させていただきますけれども、私たちが今食べているキウイ、果物ですね、というのはニュージーランド産のものが多いんですけれども、ニュージーランドでは輸出をする際には非常に現地の好みとかをしっかりと調査いたしまして、一例を挙げると結局グリーンの、緑色のキウイよりは日本のほうは甘いものを好む傾向があるということで、グリーンからゴールデンキウイというんですかね、黄色い甘味が強いキウイのほうを日本向けには輸出しているとか、あと輸出に関しましてもその品質がやっぱりばらばらと名前が落ちるので、その品質をしっかりと、ゼスプリという一つの会社になるんですけれども、そちらのほうで全て一手に担って、品質の管理であったり市場の好みであったり、あとは一番問題となってくるのがキウイはニュージーランドの中でいろいろな産地がありますけれども、輸出をするとなった時点で産地間での価格競争、例えば山形でいってしまえばじゃあさくらんぼを出すよとなった場合に寒河江とお隣の東根でどっちが安く出すかというような価格競争になってしまったりというのがあるので、それが起こらないように一手に引き受けているなんていう話を聞いております。先ほどお話あったところで、じゃあ今回の出展以降じゃあさくらんぼ以外はどうか、あとは台湾以外はどうかというのを今回のケースからいろいろ試行錯誤していただいて、いろいろなことを市が窓口となつてまずはやっていたらと思います。私もちょっと聞いた話だと、ラ・フランスなんか非常に受けがいいなんては聞いております。ただ、しかしながらそのラ・フランス自体は価格がちょっと落ちてしまったので、生産する方が、今度はこっちがやめている方も多。せつかく外に需要があるのにといいところもあると思いますので、そういったところもぜひそういった情報なんか農業をやっている方にも教えていただいて、ぜひこれを今度じゃあ外に持つていこうと、確かに輸出によって現時点では元が取れるというか、売り上げがぐんと伸びるということはないと思いますが、やっぱりブランド、その看板を寒河江市という名前を売るためには重要なこ

とだと思しますので、進めていっていただきたいと思ひます。

私とはにかく寒河江の名前と商品をいろいろなところに売り込みたいと思っておりますが、何といつても寒河江市の一番の武器は農作物を含めた食産業だと思っております。6次産業化や農作物の輸出など、今質問（1）（2）させていただきましたが、どちらの質問ももうける自治体、攻めの自治体を推し進めていきたいというのが趣旨でございますので、守りではなく攻めの体制づくりをお願いして、私の一般質問を閉じたいと思ひます。ありがとうございました。

散 会 午前11時52分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。